

# 農業所得申告（税務申告）

## 相談会を開催します

NOSA I 宮城では、収入保険の加入要件でもある青色申告の普及を目的に、農業所得の税務申告を白色でされている農業者を対象に、青色申告相談会を開催します。

### 《青色申告相談会日程表》

開催日時	NOSA I 宮城 支所名	会場	電話番号
1月28日(月)午後1時30分	県南支所 亙理名取支所	県南支所会議室	0224 - 63 - 2012 0223 - 34 - 5031
1月31日(木)午後1時30分	石巻支所	各支所会議室	0225 - 75 - 2331
2月01日(金)午後1時30分	大崎支所		0229 - 22 - 2141
2月04日(月)午後1時30分	宮城中央支所		022 - 396 - 3070
2月05日(火)午後1時30分	迫支所		0220 - 22 - 8411
2月06日(水)午後1時30分	栗原支所		0228 - 23 - 7111
2月07日(木)午後1時30分	六の国支所		0229 - 64 - 1380

《対象者》農業所得の税務申告を白色でされている農業者で、青色申告への移行を検討している方や、青色申告のメリットを知ってから、移行を検討したい方が対象です。

また、青色申告の「現金主義の特例」により申告されていて、収入保険への加入を考えている方も、ぜひご参加ください。

《申し込み》準備の都合上、参加される方は各会場の支所へ申し込み願います。

《料金》無料です。

《講師》税務署職員に依頼しています。

《参考》青色申告を行うと税制上のメリットがあります。

- 青色申告特別控除があります。単式簿記では10万円、複式簿記で65万円が所得から控除されます。
- ご家族の方を雇用する場合、お支払いした給料の額が必要経費として認められます。
- 損失額を翌年以降3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
- 農業経営基盤強化準備金制度が利用できます。

税務申告を青色で行う場合、税務署に3月15日までに「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

ご検討はお早めに。

